

函館市財産条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 6 号

函館市財産条例施行規則の一部を改正する規則

函館市財産条例施行規則（昭和 3 9 年函館市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は寄付」を「または寄附」に改め、「，その他必要な措置を講じさせ」を削り，同条に次のただし書を加える。

ただし，市長が当該財産の管理に支障がないと認めたときは，この限りでない。

附則第 8 項中「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に，「令和 4 年度から令和 6 年度まで」を「令和 7 年度から令和 9 年度まで」に，「令和 4 年度の」を「令和 7 年度の」に，「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 9 項中「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に，「令和 5 年度および令和 6 年度」を「令和 8 年度および令和 9 年度」に改める。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。